# 仕　様　書

| | | |
|---|---|---|
| 案件名称 | 令和8年度　市民防災リーフレット　印刷 | |
| 納入期限 | 令和9年1月 29 日（金） | |
| 数　量 | 計57，000部 | |
| | 頁数 | ２ページ（両面印刷） |
| 規　格 | 用　紙 | コート紙、坪量 104.7g/㎡　連量　A列本判　57.5 kg |
| | 仕上がり規格 | ２つ折り　仕上げＡ４ |
| | 印刷方法 | オフセット印刷 |
| | 印刷色 | 両面印刷（カラー・特色なし） |
| 原　稿 | 入稿日 | 契約締結後ただちに |
| | 種類 | AI 形式データ（使用ソフト:AI 形式対応のアプリケーションソフト、アウトライン化済のもの）<br>※契約後すぐに記憶媒体（CD-R または DVD-R）によりデータ（AI 形式、アウトライン化済み）を提供（以下「元原稿」という。）する。<br>※AI 形式対応のアプリケーションソフトを用いて編集を実施すること。編集箇所については、別紙１のとおり。なお、本市の都合等で変更することがあるが、その際は入稿時に別途指示する。<br>※フォントや色などは上記にて提供した元原稿から変更しないこと。（ただし、本市が変更を指示した箇所を除く。） |
| 校　正 | 回　数 | 簡易校正1回（ただし、責了とせずに校了まで繰り返し行う。） |
| | 提出先等 | 事業担当【1部】 |
| 納品場所 | 別紙2のとおり。 | |
| 納品単位 | 100 部ごとに合紙を入れ、200 部ごとにクラフト紙（紙厚は坪量 70ｇ／㎡以上のものを使用すること）で梱包すること。<br>※1包ごとに「令和8年度　市民防災リーフレット 200 部」の表示をすること。<br>※汚れ・損傷をきたさないよう、また雨天時は雨がかからないよう養生すること。 | |

| | |
|---|---|
| 仕様書の質問について | ・応札にあたっては本仕様書を十分検討し、疑義がある場合には、指定の方法によりよく質し、その内容を熟知の上応札するものとする。<br>・契約後における仕様書の疑義は、本市の解釈によるものとする。 |
| 契　約 | 契約金額は、写真植字・版下作成など印刷に関する経費や納品に関する経費等、一切を含めること。 |
| 備　考 | ・ 契約締結後、すみやかに事業担当へ単価のわかる内訳明細書を提出すること。<br>・「大阪市グリーン調達方針」（https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000224120.html）別表の(2)紙類及び(22-2)印刷の【判断基準】を満たすものとし、【配慮事項】について十分配慮されていること。ただし、【判断の基準】＜共通事項＞①の紙に関する部分は適用しないものとする。<br>・ 契約締結後、速やかに「資材確認票」（別紙3）、および「納品までのスケジュール」を事業担当へ提出し、承認を受けること。<br>・ 納品時に別紙「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」（別紙4）、「納品書（納品物品の名称及び数量等が確認できるもの）」、「資材確認票」をサンプル紙、全納入先の受領書の写しとともに納入期限までに事業担当へ提出すること。<br>・ 契約締結後、速やかに事業担当と印刷日程等の詳細について協議すること。<br>・ 納品の際は、納品物品の名称及び数量等が確認できる「納品書」を提出すること。<br>・ 各納品先へ納品が完了した際は、事業担当へ受領書（写しで可）を提出すること。<br>・ 本市が提供した原稿、写真、イラスト等は使用後速やかに事業担当へ返却すること。また、最終校正後のデータについては、AI 形式（アウトライン前・アウトライン後）及びPDF 形式（全ページ一括分及び1ページごとに1つのファイルとし、1ファイルあたり2MB以内に編集したもの）で作成し記憶媒体（CD-R または DVD-R 等で提供前にウィルスチェックを行うこと）により事業担当へ提出すること。<br>・ 本業務を通じて知りえた情報を第三者に漏らしてはならない。<br>・ 成果物に係る使用権及び著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう）は、本市に帰属するものとする。<br>・ 車高 2.1m を超える車両を使用して市役所本庁舎への荷物等の搬入・搬出がある場合は、搬入出日時・搬入出先・搬入出に使用する車両の「種類」「色」「車両番号」「車高」を実行日の3日前（土日祝日を除く）までに事業担当あて報告すること。ただし、車高が 2.8mを超える車両での搬入等については、地下駐車場を利用できない。<br>・その他「特記仕様書」（別紙）に従うこと。 |
| 事業担当 | 危機管理室　危機管理課　防災企画グループ　澤田・小谷<br>大阪市北区中之島1－3－20　大阪市役所内　5階<br>TEL：06－6208－7358 |

（別紙１）

＼もしもの為に、今始めよう／ 大阪防災（ぼうさい）アプリ 大阪防災

いざという時のための
国民保護法上の
緊急一時避難施設を掲載

迫る危険をプッシュ通知でお知らせ




身を守る防災情報

日ごろから使える
気象情報・雨雲レーダー
降水予測や台風進路も
閲覧可能になりました。

いろんな人が使いやすい
やさしい日本語対応
他にも英語・中国語（簡体字・繁体字）・
韓国語を選べるようになりました。

わかりやすく伝えます
防災シグナル
警報等が発令されると
色の変化でお知らせします。

## 大阪防災アプリにはこんな機能も！

**いざ備えよう 備蓄品**

家族構成に合わせた１週間分の備蓄が確認できます。
備蓄品リストを共有したり、買い物のチェックリストを作成できます。



**オフラインでも使える！ 防災マップ**

大雨による浸水想定区域等のハザードマップや避難所一覧、避難所までのルートが確認できます。






**市民防災マニュアル**

市民防災マニュアルをPDFファイルで確認できます。
一度表示した資料は保存され、インターネットが使用できないオフラインの状態でも確認できるようになります。



**迫る危険をお知らせ プッシュ通知**

大阪市からのお知らせや防災情報をアプリからプッシュ通知でお知らせします。
受け取る通知は設定することができます。

※赤括弧内、文字フォント変更

※発行年・月については別途指示します。

発行：令和７年11月
発行者：大阪市

大阪防災アプリ

App Store からダウンロード

Google Play で手に入れよう

# 今、災害が起こったら？

## どんなものが必要なの？



## どこへ避難するの？



## 何ができるの？



**いざという時の備え、していますか？**

**大阪市**

# 自助：自分（家族）の命を自分（家族）で守ること

## 避難先を考えよう！

避難する場所や避難経路を確認しておきましょう。



◆避難場所
災害発生時に、危険から逃れる場所（公園、津波避難ビルなど）

◆避難所
避難所では、安否情報や避難情報、最低限の物資を得ることができます。

◆自宅
自宅が安全に居住できる状況であれば、在宅避難を検討しましょう。




◆親戚・知人宅
事前に相談をしておきましょう。

◆宿泊施設
ホテルや旅館など。
事前に相談や問い合わせをしておきましょう。

左記括弧内全削除のうえ、全体レイアウト微調整

## ペットを飼っている方は

ペットも一緒に避難できる準備をしておきましょう。



丸囲い部リサイズ（避難先を考えようの短辺と同じサイズに）したうえで下記文言を下記内容に差し替え

『いざという時のために、ペットも一緒に避難できるよう「非常持ち出し品」の中にペット用品も準備しておき、普段からペットの健康管理、しつけや社会化に取り組みましょう。』

## 食料、水、日用品などの備蓄をしよう！

◆食料や水などの備蓄
大きな災害のとき、救援物資がすぐに届かないことがあります。**1週間程度、**自分や家族が生活できる備えをしておくと安心です。

◆ローリングストックを実践しよう
缶詰やレトルト食品、トイレットペーパーなど日常生活で消費するものを少し多めに買い置きして、賞味期限が近付いたものは食べて、食べた分をまた補充するローリングストックを実践しましょう。

**ローリングストックのイメージ**




## 非常持ち出し品は用意していますか？

◆非常持ち出し品の準備
リュックサックなど両手が自由に動かせるものに入れておき、いつでもすぐに家から持ち出せる場所に置いておきましょう。

●貴重品
□現金（~~小銭も~~）「公衆電話用に10円玉も」へ修正

●飲料水・非常食
□缶入り乾パン □飲料水（500ml ペットボトル）

●救急袋（一つの袋にまとめましょう）
□毛抜き □消毒薬 □滅菌ガーゼ □包帯 □脱脂綿
□ばんそうこう □三角巾 □常備薬・持病薬など

●衛生用品
□マスク □アルコール消毒液 ~~（手指用）~~ □体温計
□台所用洗剤 □手洗い洗剤

●情報・照明
□携帯ラジオ □懐中電灯 □ローソク
□携帯電話の充電器・モバイルバッテリー

●生活用品
□ライター □十徳ナイフ □軍手・手袋 □ロープ
□簡易トイレ※1 □トイレットペーパー □ティッシュペーパー
□レジャーシート □サバイバルブランケット □タオル
□筆記用具 □油性マジック □布製ガムテープ
□ポリ袋 □ラップ（止血・食器覆い用） □歯ブラシ等

ウエットティッシュ




※1　簡易トイレには排便処理セットを含む。

※2　あくまで目安です。自分で持って避難できる量にしましょう。




## あなたにできることはたくさんあります！






## 非常時に支えあえる関係を作りましょう

◆地域の防災訓練に参加しましょう。
◆高齢者や障がいのある人などの避難方法について、日頃から隣近所でお互いに確認しておきましょう。



## 大阪市の取り組み

◆水害ハザードマップを作成・配布しています。
◆食料、飲料水などの備蓄を進めています。



**共助：地域の皆さんで互いに助け合うこと**

**公助：国や市の行政機関が対策を行うこと**

（別紙２）

| 区名 | 部署名 | 住所 | 配送先階 | エレベータの有無・使用の可否 | 連絡先 | 納品部数 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 北区役所 | 地域課 | 北区扇町2-1-27 | 4階 | 有/使用可 | 06-6313-9734 | 2,000部 |
| 都島区役所 | 市民協働課 | 都島区中野町2-16-20 | 2階 | 無 | 06-6882-9902 | 6,000部 |
| 中央区役所 | 市民協働課（市民協働） | 中央区久太郎町1-2-27 | 5階 | 有/使用可 | 06-6267-9843 | 2,000部 |
| 港区役所 | 協働まちづくり推進課 | 港区市岡1-15-25 | 3階 | 有/使用可 | 06-6576-9881 | 4,000部 |
| 大正区役所 | 地域協働課（防災防犯） | 大正区千島2-7-95 | 4階 | 有/使用可 | 06-4394-9958 | 1,000部 |
| 浪速区役所 | 市民協働課 | 浪速区敷津東1-4-20 | 地下１階 | 有/使用可 | 06-6647-9976 | 4,000部 |
| 西淀川区役所 | 防災安全課 | 西淀川区御幣島1-2-10 | 4階 | 有/使用可 | 06-6478-9895 | 1,000部 |
| 淀川区役所 | 市民協働課 | 淀川区十三東2-3-3 | 4階 | 有/使用可 | 06-6308-9743 | 4,000部 |
| 東淀川区役所 | 地域課（安全まちづくり） | 東淀川区豊新2-1-4 | 1階 | 有/使用可 | 06-4809-9820 | 1,000部 |
| 生野区役所 | 地域まちづくり課 | 生野区勝山南3-1-19 | 4階 | 有/使用可 | 06-6715-9923 | 1,000部 |
| 旭区役所 | 防災安全課 | 旭区大宮1-1-17 | 1階 | 有/使用可 | 06-6957-9007 | 5,000部 |
| 鶴見区役所 | 市民協働課（市民協働） | 鶴見区横堤5-4-19 | 1階 | 有/使用可 | 06-6915-9846 | 3,000部 |
| 阿倍野区役所 | 市民協働課 | 阿倍野区文の里1-1-40 | 地下1階 | 有/使用可 | 06-6622-9734 | 4,000部 |
| 住之江区役所 | 協働まちづくり課 | 住之江区御崎3-1-17 | 4階 | 有/使用可 | 06-6682-9974 | 4,000部 |
| 住吉区役所 | 地域課 | 住吉区南住吉3-15-55 | 3階 | 有/使用可 | 06-6694-9734 | 2,000部 |
| 平野区役所 | 地域課 | 平野区背戸口3-8-19 | 2階 | 有/使用可 | 06-4302-9734 | 6,000部 |
| 西成区役所 | 市民協働課 | 西成区岸里1-5-20 | 7階 | 有/使用可 | 06-6659-9734 | 4,000部 |
| 危機管理室 | 危機管理課（防災企画グループ） | 北区中之島１-３-20　大阪市役所内 | 地下４階 | 有/使用可 | 06-6208-7358 | 3,000部 |
| 計 | | | | | | 57,000部 |

（別紙３）

作成年月日：　　年　　月　　日

御中

件名：

# 資　材　確　認　票

（会社名）

（　　）本件印刷物の製作に当たっては、下記の印刷資材を使用します。（契約時）
（　　）下記の印刷資材を使用して本件印刷物を製作したことを証明します。（納品時）

| 印刷資材 | | 使用有無 | リサイクル適性ランク | 資材の種類 | 製造元・銘柄名 | 大阪市グリーン調達方針適合有無 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 用紙 | 本文 | | | | | | |
| | 表紙 | | | | | | |
| | 見返し | | | | | | |
| | カバー | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| インキ類 | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| 加工 | 製本加工 | | | | | | |
| | 表面加工 | | | | | | |
| | その他加工 | | | | | | |
| その他 | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

↓

| 使用資材 | リサイクル適性 | 判別 |
|---|---|---|
| Ａランクの資材のみ使用 | 印刷用の紙にリサイクルできます | |
| ＡまたはＢランクの資材のみを使用 | 板紙にリサイクルできます | |
| ＣまたはＤランクの資材を使用 | リサイクルに適さない資材を使用しています | |

注１　資材確認票に記入する印刷資材は、最新の「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」に掲載された古紙リサイクル適性ランクリストを参照すること。

注２　印刷用紙に係る判断の基準を適用する資材については、備考欄に、当該資材の総合評価値を記入すること。また、検査の参考資料としてサンプル紙及び出荷確認票等の資料を添付すること。

注３　印刷用紙に係る判断の基準（「紙類」参照）について、冊子形状（統計書、広報紙、会報等）の表紙は除く。

## 資材確認票の様式（例）

作成年月日：　　年　　月　　日

御中

件名：

資　材　確　認　票

〇〇印刷株式会社

（ 〇 ）本件印刷物の製作に当たっては、下記の印刷資材を使用します。（契約時）
（　　）下記の印刷資材を使用して本件印刷物を製作したことを証明します。（納品時）

| 印刷資材 | | 使用有無 | リサイクル適性ランク | 資材の種類 | 製造元・銘柄名 | 大阪市グリーン調達方針適合有無 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 用紙 | 本文 | 〇 | A | 上質紙 | ●●製紙／●● | 〇 | 総合評価値90 |
| | 表紙 | 〇 | A | コート紙 | ●●製紙／●● | 〇 | |
| | 見返し | 〇 | A | 上質紙 | ●●製紙／●● | 〇 | 総合評価値85 |
| | カバー | ― | ― | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| インキ類 | | 〇 | A | 平版インキ | ●●インキ／●● | 〇 | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| 加工 | 製本加工 | 〇 | A | PUR 系ホットメルト | ●●化学／●● | 〇 | |
| | 表面加工 | 〇 | A | OP ニス | ●●化学／●● | 〇 | |
| | その他加工 | ― | ― | | | | |
| その他 | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

↓

| 使用資材 | リサイクル適性 | 判別 |
|---|---|---|
| A ランクの資材のみ使用 | 印刷用の紙にリサイクルできます | 〇 |
| A または B ランクの資材のみを使用 | 板紙にリサイクルできます | |
| C または D ランクの資材を使用 | リサイクルに適さない資材を使用しています | |

注１　資材確認票に記入する印刷資材は、最新の「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」に掲載された古紙リサイクル適性ランクリストを参照すること。

注２　印刷用紙に係る判断の基準を適用する資材については、備考欄に、当該資材の総合評価値を記入すること。また、検査の参考資料としてサンプル紙及び出荷確認票等の資料を添付すること。

注３　印刷用紙に係る判断の基準（「紙類」参照）について、冊子形状（統計書、広報紙、会報等）の表紙は除く。

## オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト

作成年月日：　　年　　月　　日

御中

オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト

会社名：

下記のとおり、各工程において環境に配慮して印刷物を制作したことを証明します。

| 工程 | | 実　現 | 基　準（要求内容） |
|---|---|---|---|
| 製版 | | はい／いいえ | ①次の A 又は B のいずれかを満たしている。<br>A　工程のデジタル化（DTP 化）率が 50%以上である。<br>B　製版フィルムを使用する工程において、廃液及び製版フィルムから銀の回収を行っている。 |
| 刷版 | | はい／いいえ | ②印刷版（アルミ基材のもの）の再使用又はリサイクルを行っている。 |
| 印刷 | オフセット | はい／いいえ | ③水なし印刷システムを導入している、湿し水循環システムを導入している、環境に配慮した湿し水を導入している、自動布洗浄を導入している、自動液洗浄の場合は循環システムを導入している、環境に配慮した洗浄液を導入している、廃ウェス容器や洗浄剤容器に蓋をしている等の VOC の発生抑制策を講じている。 |
| | | はい／いいえ／該当なし | ④輪転印刷工程の熱風乾燥印刷の場合にあっては、VOC 処理装置を設置し、適切に運転管理している。 |
| | | はい／いいえ | ⑤損紙等（印刷工程から発生する損紙、残紙）の製紙原料へのリサイクル率が 80%以上である。 |
| | デジタル | はい／いいえ | ⑥省電力機能の活用、未使用時の電源切断など、省エネルギー活動を行っている。 |
| | | はい／いいえ | ⑦損紙等（印刷工程から発生する損紙、残紙）の製紙原料等へのリサイクル率が 80%以上である。 |
| 表面加工<br>該当：<br>あり／なし | | はい／いいえ | ⑧アルコール類を濃度 30%未満で使用している。 |
| | | はい／いいえ | ⑨損紙等（光沢加工工程から発生する損紙、残紙、残フィルム）の製紙原料等へのリサイクル率が 80%以上である。 |
| 製本加工<br>該当：<br>あり／なし | | はい／いいえ | ⑩窓、ドアの開放を禁止する等の騒音・振動の抑制策を講じている。 |
| | | はい／いいえ | ⑪損紙等（製本工程から発生する損紙）の製紙原料へのリサイクル率が 70%以上である。 |

備考）　内容に関する問合せに当たって必要となる項目や押印等の要否については、様式の変更等を行うことができる。

**オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト（例）**

作成年月日：　　年　　月　　日

御中

オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト

〇〇印刷株式会社

下記のとおり、各工程において環境に配慮して印刷物を制作したことを証明します。

| 工程 | | 実　現 | 基　準（要求内容） |
|---|---|---|---|
| 製版 | | はい／いいえ | ①次のA又はBのいずれかを満たしている。<br>A　工程のデジタル化（DTP化）率が50%以上である。<br>B　製版フィルムを使用する工程において、廃液及び製版フィルムから銀の回収を行っている。 |
| 刷版 | | はい／いいえ | ②印刷版（アルミ基材のもの）の再使用又はリサイクルを行っている。 |
| 印刷 | オフセット | はい／いいえ | ③水なし印刷システムを導入している、湿し水循環システムを導入している、環境に配慮した湿し水を導入している、自動布洗浄を導入している、自動液洗浄の場合は循環システムを導入している、環境に配慮した洗浄液を導入している、廃ウェス容器や洗浄剤容器に蓋をしている等のVOCの発生抑制策を講じている。 |
| | | はい／いいえ／該当なし | ④輪転印刷工程の熱風乾燥印刷の場合にあっては、VOC処理装置を設置し、適切に運転管理している。 |
| | | はい／いいえ | ⑤損紙等（印刷工程から発生する損紙、残紙）の製紙原料へのリサイクル率が80%以上である。 |
| | デジタル | はい／いいえ | ⑥省電力機能の活用、未使用時の電源切断など、省エネルギー活動を行っている。 |
| | | はい／いいえ | ⑦損紙等（印刷工程から発生する損紙、残紙）の製紙原料等へのリサイクル率が80%以上である。 |
| 表面加工<br>該当：あり／なし | | はい／いいえ | ⑧アルコール類を濃度30%未満で使用している。 |
| | | はい／いいえ | ⑨損紙等（光沢加工工程から発生する損紙、残紙、残フィルム）の製紙原料等へのリサイクル率が80%以上である。 |
| 製本加工<br>該当：あり／なし | | はい／いいえ | ⑩窓、ドアの開放を禁止する等の騒音・振動の抑制策を講じている。 |
| | | はい／いいえ | ⑪損紙等（製本工程から発生する損紙）の製紙原料へのリサイクル率が70%以上である。 |

備考）　内容に関する問合せに当たって必要となる項目や押印等の要否については、様式の変更等を行うことができる。

# 暴力団等の排除に関する特記仕様書

1　暴力団等の排除について

(1)　受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。

(2)　受注者は、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。

　また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。

(3)　受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

　また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。

(4)　受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。

(5)　受注者は第 3 号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。

(6)　発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2　誓約書の提出について

　受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

# 不適正な契約事案の再発防止対策における特記仕様書

第１条　発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の危機管理室危機管理課（連絡先：06－6208－7388）に報告しなければならない。

# 公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

（条例の遵守）

第１条　受注者および受注者の役職員は、本契約に係る業務（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成 18 年大阪市条例第 16 号）（以下「条例」という。）第５条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）

第２条　受注者は、当該業務について、条例第２条第１項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（危機管理室危機管理課）へ報告しなければならない。

２　受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第 12 条第１項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（危機管理室危機管理課）へ報告しなければならない。

（調査の協力）

第３条　受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）

第４条　受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）

第５条　発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

# グリーン配送に係る特記仕様書

1　本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注　「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NOx・PM 法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

2　本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。
ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。

(1)　大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車

(2)　神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車

3　本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。

4　物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境規制課
自動車交通環境対策グループ
電　話：０６－６６１５－７９６５

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

## 生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
  ※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
  https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。